

■報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成23年6月15日に議決を受けた「平成23年度 仁井田地区統合保育所新築工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3の規定に基づき、去る1月31日に専決処分したので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するもの。

工事請負契約の変更契約締結内容

契 約 件 名	平成23年度 仁井田地区統合保育所新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 替坂本 地内
契 約 の 金 額	148,123,500円（内消費税7,053,500円）
変更契約金額	148,148,700円（内消費税7,054,700円）
増 減 額	25,200円（内消費税 1,200円）
契約の相手方	高知県高知市葛島4丁目5番14号 中勝建設 株式会社 代表取締役 中野 留美子

【変更内容】

変更理由については、主に残土処理の発生、伐採木材の木材加工利用等による増額と、玄関かまちの変更、屋外附帯工事変更（物置撤去費、植栽工事費）等による減額により精査した結果、建築主体工事費が増額となったもの。

◎ 請負更正工事費 25,200円

〔内訳〕

- ・ 主体建築等工事 167,850円増
- ・ 屋外附帯等工事 142,650円減